

老後に海外で暮らす



シニア層が取得できる長期滞在ビザの例

ロングステイビザ (タイ)	50歳以上	1年	過去3ヶ月の預金残高が約300万円以上または月約24万円以上の年金受給証明
マレーシア・マイ・セカンドホーム (マレーシア※)		5年	流動資産約4600万円以上、国内に定期預金約3100万円以上など
テンボラリー・リタイアメントビザ(ビザ) (ニュージーランド)	66歳以上	2年	国内に約6400万円を2年間投資保有資産約4200万円など

(注)資産条件の金額は7月21日時点のレートで円換算。※サラワク州を除く

老後に海外で生活する場合の注意点

日本の居住者		日本の非居住者
住民税 (地方税)	• 1月1日時点で住民票があるなど生活の本拠があれば課税対象	• 1月1日時点で日本に生活の本拠がなければ課税対象外 • 居住国で地方税が発生する場合も
所得税	• 国内外の所得が課税対象	• 日本国内で生じた所得は原則課税対象 • 居住国で所得税が発生する場合も
医療	• 公的保険の保険料が発生 • 海外療養費制度の利用が可能	• 日本の公的保険の対象外。 保険料なし • 現地の医療費負担が重くなる場合も

開する予定」(横山ひこ)だ。
老後を海辺で、また、長期滞在での
ことへの心配が少なくて、外務省
の調査によれば、海外留邦人數
(3カ月以上)の長期滞在者(永住
者)は1951年伸び悩む中止にぶれて
増加。25年はヨーロッパ、日本にぶれて
減少となったものの、海辺での
長期滞在を支援するロッハ・バタヤー
財団(東京・名古屋・大阪)の川柳競事
は足元でも増えていると懸念す。
同団体の19年調査(海辺人生誕生の
人、希望先をもつ人、海辺に来る人
と、南国、南洋、南極への訪問へど
た。「治安の良さに加え、被虐性が
較的弱く、日本人は、気質が較

する)にしたがつたる長期滞在中の生活費を把握しておき、手元に持つもので記入を希望する。手元に持つものがない場合は、各の大使館や政府のホームページなどにて情報収集しておきたい。

注意が必要なのが、必ず取扱する専門業者だけだ。専門家でなければ長期滞在には、必ず専門家の資産や収入を求めるといふのが正しい。例えばタイの銀行においては、年間預け金額が100万円以上または月預け金額が20万円以上で年率6%給付が条件とないでいる。泰レーンは流動資産額約4,000万円以上なら1%の手数料がかかる。長期預金を希望するしない、老後の資金計画に繋がり込んでおきたい。

現地での生活費はどうつか。例え

い、日本より生活費が高くて場合がある。マイナスシマラントで輸入料金(シャンパン)を住在地の輸入料金(シャンパン)で支払う場合がある。生活費は住む国や生活スタイルによって違うんだが、海外移住の相談、手帳読みなどを手掛ける会員保険労務士の「一快通」に尋ねるうえには、滞在国で半年から1年は生活できる時数を用意しておきたい」と助言する。

海外で暮らす場合に税・社会保険の対象になるのは、日本で働いての本郷があるかないかである。住民税(地方税)は、1月1日時点での住民登録があるなどすれば課税対象。海外に1年以上滞在する

このことがあるが、『租税条約』(居住の上にかかる課税権を譲渡する)の規定があつた。これが「住民課税」が免除されたのである。
「重複課税を避ける」(税理士の田中政行氏)。「租税条約」(日本と外國との間で課税権を譲り受け出しあう)によると、日本は金銭授受の上に課税するが、外國は課税しないとすれば、日本は課税しない。租税条約には、外國に課税されない場合に、あつても免除が規定されている。したがって、居住するにあつては、外國に課税されるのである。外國に税金を支払うのであるが、日本に税金を支払うのである。外國の調整する必要がある。
海外生垣は、医療費も大切だ。
現地で治療費を貰ふと、医療費が高くなる。
膨らむケースがあるので、日本に生活する本邦の税務がある。日本の本邦の税務がある。税務の問題である。税務の問題である。税務の問題である。(註)田中幸子

「現地への交流が楽しくて、日本に比べ生活費が安い国がある」とは、奈良川県の元駐在官である。1年での移歟数ヶ月を海外で過ごす日本人に対する生計問題は、年収減につながる1年で始め、夫婦で夫も妻もアカデミックな国やニュージーランドなどへ向かって移り住む。現在は新型コロナウイルス感染症の影響で控えているが、「妻も気に入っている」と喜んでいた。(左)が免除される可能性も。

税・社会保険料、日本で発生も

なら海外転出届を出す必要があり
1月1日時点で生活の本拠がなければ納税義務はない。ただ居住国
の税制や滞在期間によって現地での
地方税が発生する場合もある。